

# 中国における専利紛争行政処理マニ ュアル



北京魏啓学法律事務所  
(中国知財法律事務所)

方 善姫  
中国弁護士

北京魏啓学法律事務所は2008年に創立され、主に知的財産権などの法律業務を取扱う法律事務所である。前身は北京林達劉知識産権代理事務所の法務部である。現在に至るまで、商標権、専利権、著作権、不正競争等を巡る知財侵害紛争および技術契約などの知財業務において、数多くの実績および経験を積んでいる。方善姫氏は2009年に入所し、専利侵害紛争事件、模倣品対策、知財契約関連など様々な知財に関する法律業務に携わっている。

## 【概要】

中国において、専利権（特許権、実用新案権、意匠権）の紛争事案について、権利者は民事訴訟と行政取締によって権利行使することができる。近年、専利侵害紛争事案について行政取締の案件が急増しており、2007年の986件から2020年には4.2万件にまで増加した。行政取締は民事訴訟に比べて、早期に侵害紛争を解決できるだけでなく、実地検証という手続を活用して、侵害証拠を確保できるメリットがあるため、権利行使の有効的な手段の一つである。

## 【詳細及び留意点】

### 1. 専利権侵害紛争に対する行政取締とは

行政取締とは、権利者が被疑侵害行為に対して、被疑侵害者が所在している地域または侵害行為地の知識産権局（または市場監督管理局、以下同じ）に、侵害の申立を行い、地方知識産権局が侵害事実を調査し、侵害行為が成立すると判断する場合、侵害行為の差し止めなどを命じる決定書を発行することである。

決定書は、侵害判決書と同様の法的効力を有し、被申立人が確定した決定書を履行しない場合、権利者は裁判所に強制執行を請求することができる。

### 2. 行政取締の申立に必要な書類、証拠

①権利者の主体資格証明書類と授權委任状

日本企業の場合、現在事項全部証明書および法定代表者身分書類を提出し、中国代理事務所にて委任する授權委任状を提出しなければならない。また、前記の書類は、日本で公証認証を行わなければならない。

②専利権證書、年金納付の領収書（または専利登録簿謄本）

③申立書

被申立人の情報、侵害事実と事由、法的根拠および申立事項等を記載する。

④侵害証拠

被申立人が権利者の許諾を得ずに、侵害行為を実施したことを証明できる書証、物証、鑑定結果などを提出する。

3.行政取締の流れ

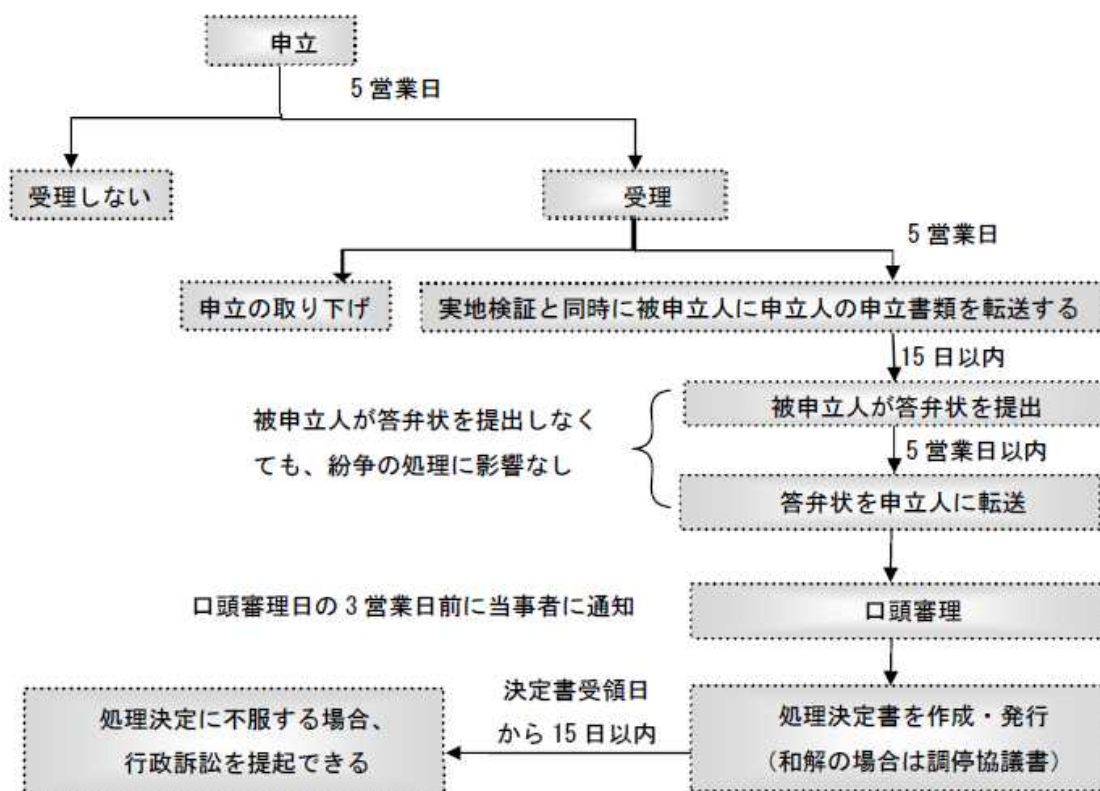


図1：行政取締の流れ

①実地検証と答弁期間

地方知識産権局は、申立を受理した後、被申立人の所在地に赴き、実地検証を行うことができる。実地検証とは、地方知識産権局が被申立人の所在地で、侵害品の在庫、製造状況などを確認、記録し、侵害品のサンプリングなどを行う手続である。

実務において、地方知識産権局は、被申立人に事前通知することなしに、実地検証手続を行い、被申立人への申立書類や証拠等の転送も同時に行われる。

被申立人は、上記書類を受領した後、15日以内に答弁書を提出すべきであるが、所定の期間内に提出しなくても、紛争処理に影響はない。

### ②無効審判と行政取締手続の中断

行政取締において、被申立人は係争専利権に対して無効審判請求手続を国家知識三権局に提起するが多い。実務上、係争専利権に対して無効審判が提出された場合、地方の知識産権局は、無効審決が下されるまでの間、行政取締の手続を中断するが多い。

### ③口頭審理

地方知識産権局は、案件の状況に応じて、口頭審理を行うかを決定し、口頭審理を行う場合、事前に当事者に口頭審理の時間、場所等を通知する。

行政処理の口頭審理は、民事訴訟の開廷審理の手続と類似する。主に被申立人の行為が侵害行為に該当するかについて当事者が意見を述べ、さらに証拠調べ、実地検証記録に対する当事者の意見陳述などが行われる。

### ④調停

地方知識産権局は、当事者の意思に基づいて調停を行うことができる。当事者間において和解が合意できた場合、地方知識産権局は調停書を発行し、合意できなかった場合、審理期限内に決定書を発行する。

### ⑤行政処理の結果

地方の知識産権局は、権利侵害行為及び当事者の証拠を審理した後、被申立人の行為が侵害行為に該当するか否かを判断し、侵害行為に該当する場合、侵害行為の差し止めなどを命じる決定書を発行する。

専利権侵害事件において、地方知識産権局は、案件の受理日から4か月以内に決定書を発行しなければならない。案件が極めて複雑で、期限を延長する必要がある場合、1か月間延長できる。

当事者が決定書について不服とする場合は、決定書受領日から15日以内に、管轄権を有する裁判所に行政訴訟を提起することができる。

#### 4.留意点

①権利者は行政取締を通じて、早期に侵害行為の差し止めの目的を実現できるが、損害賠償金を請求できない。損害賠償金を請求したい場合、別途民事訴訟を提起しなければならない。

②行政処理の案件において、地方知識産権局は通常実地検証を行うため、BtoB分野など侵害行為の立証が難しい案件において、実地検証手続を活用して、証拠を収集することができる。しかし、実地検証の際、当局が侵害行為に関する証拠を見つけられない可能性もあるため、事前に関連手掛かりを調査したほうがよい。

③実用新案と意匠権紛争に関する行政取締の場合、地方知識産権局は、係争権利に関する評価報告書を要求する機会が多いため、事前準備したほうがよい。

④中国各地の知識産権局の知財レベルと法執行レベルにはバラつきがあるため、事前に管轄となる知識産権局の実績を調査したうえ、行政取締対応を決定したほうがよい。また、地方知識産権局が意匠権、実用新案権紛争事件に対する処理には特に問題ないが、技術が複雑な発明特許紛争事件などについては、技術理解や知財レベルに限界があるため、訴訟を通じて解決したほうがよい。

#### 【ソース】

- 1.中国専利法
- 2.専利行政法執行弁法
- 3.2007年中国の知的財産保護状況 ([http://www.cnipa.gov.cn/art/2008/5/5/art\\_91\\_26344.html](http://www.cnipa.gov.cn/art/2008/5/5/art_91_26344.html))
- 4.2020年中国の知的財産保護状況 (<https://www.cnipa.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&showname=%E4%BA%8C%E2%97%8B%E>)

[4%BA%8C%E2%97%8B%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E4%BF%9D%E6%8A%A4%E7%8A%B6%E5%86%B5%EF%BC%88%E7%BB%88%E7%89%88%EF%BC%89.pdf&filename=1bbc55548e3d4f298f666465c3359aaa.pdf](#)

f)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)